⑷　業務継続計画未策定減算について ３の２⑶を準用する。	
⑸　夜間支援体制加算について ①　認知症対応型共同生活介護事業所の１の共同生活住居につき、夜間及び深夜の時間帯を通じて１の介護従業者を配置している場合に、それに加えて常勤換算方法で１以上の介護従業者又は１以上の宿直勤務に当たる者を配置した場合に算定するものとする。 ②　施設基準第 32 号イの⑷のただし書きに規定する見守り機器（利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。以下同じ。）を使用する場合における基準については、必要となる介護従業者の数が 0.9 を加えた数以上である場合においては、次の要件を満たすこととする。 ａ　利用者の 10 分の１以上の数の見守り機器を設置すること。 ｂ　「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」は、３月に１回以上行うこととする。「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ③　全ての開所日において、夜間及び深夜の時間帯の体制が人員配置基準を上回っているものとする。	（新設） ⑶　夜間支援体制加算について 当該加算は、認知症対応型共同生活介護事業所の１の共同生活住居につき、夜間及び深夜の時間帯を通じて１の介護従業者を配置している場合において、それに加えて常勤換算方法で１以上の介護従業者又は１以上の宿直勤務に当たる者を配置した場合に算定するものとすること。ただし、全ての開所日において、夜間及び深夜の時間帯の体制が人員配置基準を上回っているものとする。
⑹　（略）	⑷　（略）
⑺　若年性認知症利用者受入加算について ３の２⑯を準用する。	⑸　若年性認知症利用者受入加算について ３の２⑭を準用する。
⑻　利用者が入院したときの費用の算定について ①　注９により入院時の費用を算定する指定認知症対応型共同生活介護事業所は、あらかじめ、利用者に対して、入院後３月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護	⑹　利用者が入院したときの費用の算定について ①　注７により入院時の費用を算定する指定認知症対応型共同生活介護事業所は、あらかじめ、利用者に対して、入院後３月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護

事業所に円滑に入居することができる体制を確保していることについて説明を行うこと。

イ～ニ　（略）

②　入院の期間には初日及び最終日は含まないので、連続して８日間入院を行う場合は、６日と計算される。

（例）

入院期間：３月１日～３月８日（８日間）

３月１日　入院の開始……所定単位数を算定

３月２日～３月７日（６日間）……１日につき 246 単位を算定可

３月８日　入院の終了……所定単位数を算定

③・④　（略）

⑤　入院時の取扱い

イ　入院時の費用の算定にあたって、１回の入院で月をまたがる場合は、最大で 12 日分まで入院時の費用の算定が可能であること。

（例）　月をまたがる入院の場合

入院期間：１月 25 日～３月８日

１月 25 日　入院……所定単位数を算定

１月 26 日～１月 31 日（６日間）……１日につき 246 単位を算定可

２月１日～２月６日（６日間）……１日につき 246 単位を算定可

２月７日～３月７日……費用算定不可

３月８日　退院……所定単位数を算定

ロ　（略）

⑼・⑽　（略）

⑾　協力医療機関連携加算について

①　本加算は、高齢者施設等と協力医療機関との実効性のある連携体制を構築する観点から、入居者の急変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化するため、入居者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的に開催することを評価するものである。

②　会議では、特に協力医療機関に対して診療の求めを行うこととなる

事業所に円滑に入居することができる体制を確保していることについて説明を行うこと。

イ～ニ　（略）

②　入院の期間には初日及び最終日は含まないので、連続して７泊の入院を行う場合の入院期間は、６日と計算される。

（例）

入院期間：３月１日～３月８日（８日間）

３月１日　入院の開始……所定単位数を算定

３月２日～３月７日（６日間）……１日につき 246 単位を算定可

３月８日　入院の終了……所定単位数を算定

③・④　（略）

⑤　入院時の取扱い

イ　入院時の費用の算定にあたって、１回の入院で月をまたがる場合は、最大で連続 13 泊（12 日分）まで入院時の費用の算定が可能であること。

（例）　月をまたがる入院の場合

入院期間：１月 25 日～３月８日

１月 25 日　入院……所定単位数を算定

１月 26 日～１月 31 日（６日間）……１日につき 246 単位を算定可

２月１日～２月６日（６日間）……１日につき 246 単位を算定可

２月７日～３月７日……費用算定不可

３月８日　退院……所定単位数を算定

ロ　（略）

⑺・⑻　（略）

（新設）